武蔵野市公共工作物等における多摩産材等利用促進方針

1. 目的

この方針は、武蔵野市内の公共工作物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、「東京都公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針 (平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号以下「都方針」という。)」に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、遊具をはじめとする公共工作物等へ多摩産材等の木材を使用し木造化・木質化した公共工作物等を設置するとともに、森林整備の推進等に資することを目的とする。

2. 多摩産木材利用の意義

多摩の森林は、東京都の面積の3分の1を占めており、大気保全機能・雨水かん養機能・災害防止機能・保健休養機能等の点から都市生活を支えている。また、木材が主要な建設資材だった江戸時代から、多摩の森林は適正に管理され、都市に住む人々の暮らしを支えてきたという歴史背景がある。

このことから、武蔵野市(以下「本市」という)では「森林の荒廃は、山側だけの問題だけでなく、森林の恵みを受けている都市側住民においても認識を深め、関心を高めていく必要がある」という考えに基づき、多摩の森林を保全する取り組みを行っている。

本市は、森林の循環及び手入れを支え、林業振興及び木材産業活性化を図るため、公共工作物等への多摩産材等の活用に努める。公共工作物等に多摩産材等の国産木材を積極的に活用し、実際に木材に手を触れるなどして木の良さを幅広く周知するとともに、多摩産材等のPRを行い、利用の一層の拡大に取り組む。

3. 用語

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 公共工作物

本市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

(2)建築

新築、増築、改築または改修をいう。

(3) 木造化

公共工作物等の主要構造部(柱、屋根、壁、床、梁等)の全部または一部に木材を使用することをいう。

(4) 木質化

公共工作物等の全部または一部に木材を使用することをいう。

(5) 多摩産材

「東京の木多摩産材認証協議会」に定める制度により認証された木材をいう。

4. 多摩産材等利用促進にあたっての目標

本市における公共工作物等への多摩産材使用にあたり、木材利用方法別の目標は以下の通りとする。なお、多摩産材を使用した製品は日常的に利用者の目に触れられるような状態にする。多摩産材を活用する際は、次に掲げる事項を目標とし設置をする。

区分	対象	目標
木製遊具の整備	定置型遊具	1 ㎡あたり 0.08 ㎡以上
木製外構施設等	ベンチ、パーゴラ、デッキ	1 ㎡あたり 0.012 ㎡以上
工作物の整備	横断防止柵等	

5. 多摩産材等利用促進にあたっての基本的事項

本市の公共工作物等の整備実施にあたり、武蔵野市第六期長期計画「4 緑・環境 基本政策3 (3)緑と水のネットワークの推進」に基づき、多摩産の木材を利用する方法を採用する。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。多摩産材利用を促進する対象は次に掲げる事項とする。

(1) 公共工作物

公共工作物の整備にあたっては、多摩産材等及び多摩産材等を活用した木製品を積極 的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合 イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(2) その他

- ア 公共工作物等において利用する木材の調達にあたっては、「東京都建設リサイル ガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」によるものとする。
- イ 本方針の実施にあたっては、「武蔵野市公共工作物等における多摩産材等利用推 進方針の運用」に基づき、各施設管理者において主体的に取り組むものとする。
- ウ 公共建築物における木材利用方針については、法の趣旨を鑑み今後も庁内調整 を進め、積極的に策定するものとする。

附則

この方針は、令和2年9月25日から施行する。